

〒760-0000
香川県高松市●●町●●
四電 太郎 様

(再エネ出力制御に関する資料在中)

ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい

四国電力株式会社
ネットワークコールセンター

TEL : 0120-410-●●●●
(営業時間 平日8:40～17:20)

URL : <http://www.yonden.co.jp/>

※上記URLから弊社ホームページにアクセスいただき、お問い合わせコーナーからお問合せください。

《 10kW以上の太陽光発電設備を連系されている方への重要なお知らせ 》
太陽光発電の出力制御に関する今後のお手続きについて

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、四国エリア(四国電力の送電系統から送られてきた電気を供給している淡路島南部地域を含みます)においては、太陽光発電の申込みが増加しており、平成26年12月3日以降に当社へ契約申込みされたご契約者さまについては、出力制御(※1)に応じていただくことを太陽光発電の買取条件とさせていただいております。

資料1(裏面)に記載したご契約については、出力制御の対象となっており、発電設備の一部変更(設備の一部更新、インターネット環境のご準備等。詳細は(※2))が必要となりますので、ご確認ください。

* これらの費用(設備更新費用、インターネット接続に関する費用等)は、ご契約者さまのご負担となります。

つきましては、今後のお手続きについて、資料2・3のとおりご案内いたしますので、太陽光発電設備のご購入先(設置工事者さま)にご相談の上、お手続きを進めていただきますよう、お願いいたします。

* 住宅購入等と併せて太陽光発電設備を設置された場合は、ご購入先(住宅メーカーさま等)にご相談ください。

(※1)～(※2)については3～4ページをご覧ください

以上

【ご注意事項】

- ・今回のご案内は、再エネ特措法により定められた国のルールに基づくものであり、当社系統への連系に先立ち、ご契約者さまにお約束いただいている内容です。
- ・電力会社との契約内容や再エネ特措法に関するお問合せは、上記お問合せ先まで、お問合せください。
- ・お手続きに応じていただけない場合、太陽光連系に関するご契約が解約となる場合があります。

(※1) 出力制御とは？

- ・電気は、消費と発電が同時に行われるため、これらを常に一致させる必要があります。

・消費と発電のバランスが崩れると、電気を安定してお届けすることが困難となります。

- ・四国エリア(四国電力の送電系統から送られてきた電気を供給している淡路島南部地域を含みます)では太陽光の連系量が急速に増えていることから、四国全体の発電量が消費量を上回らないよう、発電量を制御(出力制御)する仕組みが必要となります。

・平成27年1月の再エネ特措法省令の改正により、一定の基準を超えて連系した太陽光発電設備には、電力会社からの出力制御の要請に、

・新ルール¹の発電設備は年間360時間まで

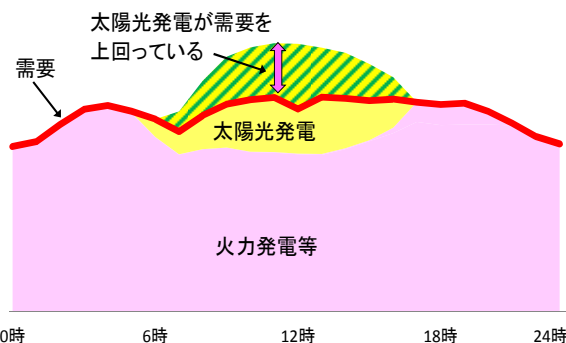
・指定ルール²の発電設備は無制限

の出力制御に無補償で応じていただくルールが定められました。

・新ルール・指定ルールは、発電設備の当社への契約申込の受付日により区分されます。詳細については、下表(10kW以上の太陽光発電設備の出力制御区分)をご覧ください。(2ページの一覧表に発電所毎の適用ルールを記載しています。)

注) 四国エリアの出力制御の開始時期は、今後の太陽光の導入状況や需給バランスを見極めながら判断することになります。(現時点では具体的な時期は未定)

○発電と需要の概要図 (H29.4.28)



※発電量が消費量を上回った場合、需要と供給のバランスがとれず、電気を安定的に供給できない恐れがあります。

○10kW以上の太陽光発電設備の出力制御区分

	旧ルール	新ルール	指定ルール
30日等出力制御枠(257万kW)の内訳	219万kW	219万kW超、257万kW以下	— (257万kW超過分)
契約申込の受付日	H26年12月2日 ^{※1} まで	H26年12月3日から H28年1月22日 ^{※2} まで	H28年1月25日以降
無補償での出力制御上限	500kW以上の設備は年間30日、500kW未満の設備は出力制御対象外	年間360時間	無制限
制御方法	手動制御	自動制御(出力制御機能付PCS等)	

※1 四国管内(淡路島南部を含む)の接続済および契約申込済の太陽光発電設備の設備量の合計が、219万kWに到達した日

※2 四国管内(淡路島南部を含む)の接続済および契約申込済の太陽光発電設備の設備量の合計が、257万kWに到達した日(金曜日)

(注) 出力制御は、対象となる事業者さまを、抑制区分等により複数のグループに分け、グループ単位で実施します。なお、出力制御にあたり、四国電力が第5回系統WG(H27.3.4)において提案した、「みなし日数」を用いた管理は行わないことといたします。

(※2) 発電設備の一部変更とは？(補足資料もご確認ください)

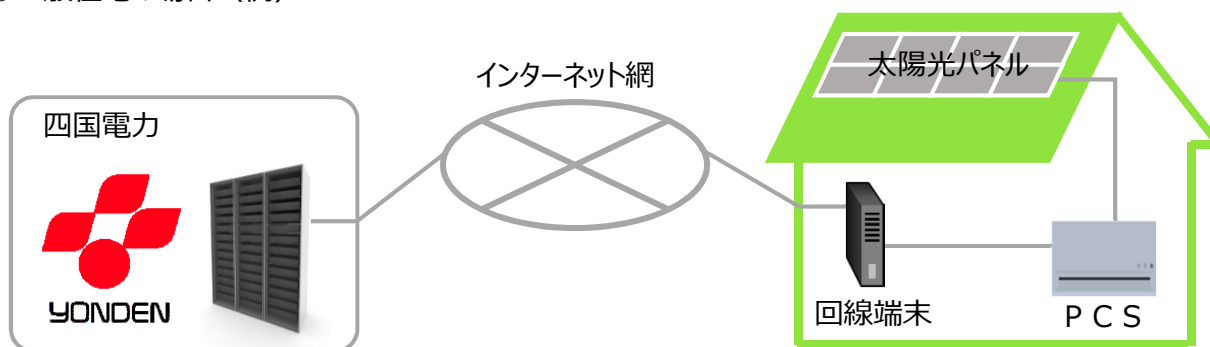
- ・出力制御に対応するためには、発電設備の変更が必要です。
(ご契約者さま側での設備設置、費用負担が、法律で義務付けられています)

<必要となる手続きの例>

- ・パワーコンディショナー(PCS)のプログラム更新
- ・発電量を自動でコントロールできるPCSへの取替え
- ・当社の出力制御カレンダー情報を取得するためのインターネット環境構築
(PCSのメーカーや機種により、ご用意いただくインターネット通信の方式が異なります)
※ どのような手続きが必要かについて、ご購入先へ確認ください。

(注)基本的にはインターネット環境のもとで出力制御スケジュール情報を取得して頂くこととなります。山間部等でインターネット環境がない場合、事前に当社が1年間の出力制御を定めた「固定スケジュール」による対応も可能ですが、この場合、売電量が大幅に減少する可能性があります。また、年に1回、ご契約者さま責任によるPCSへのスケジュール取込み作業(メーカーさま等による作業：有料)が必要となります。

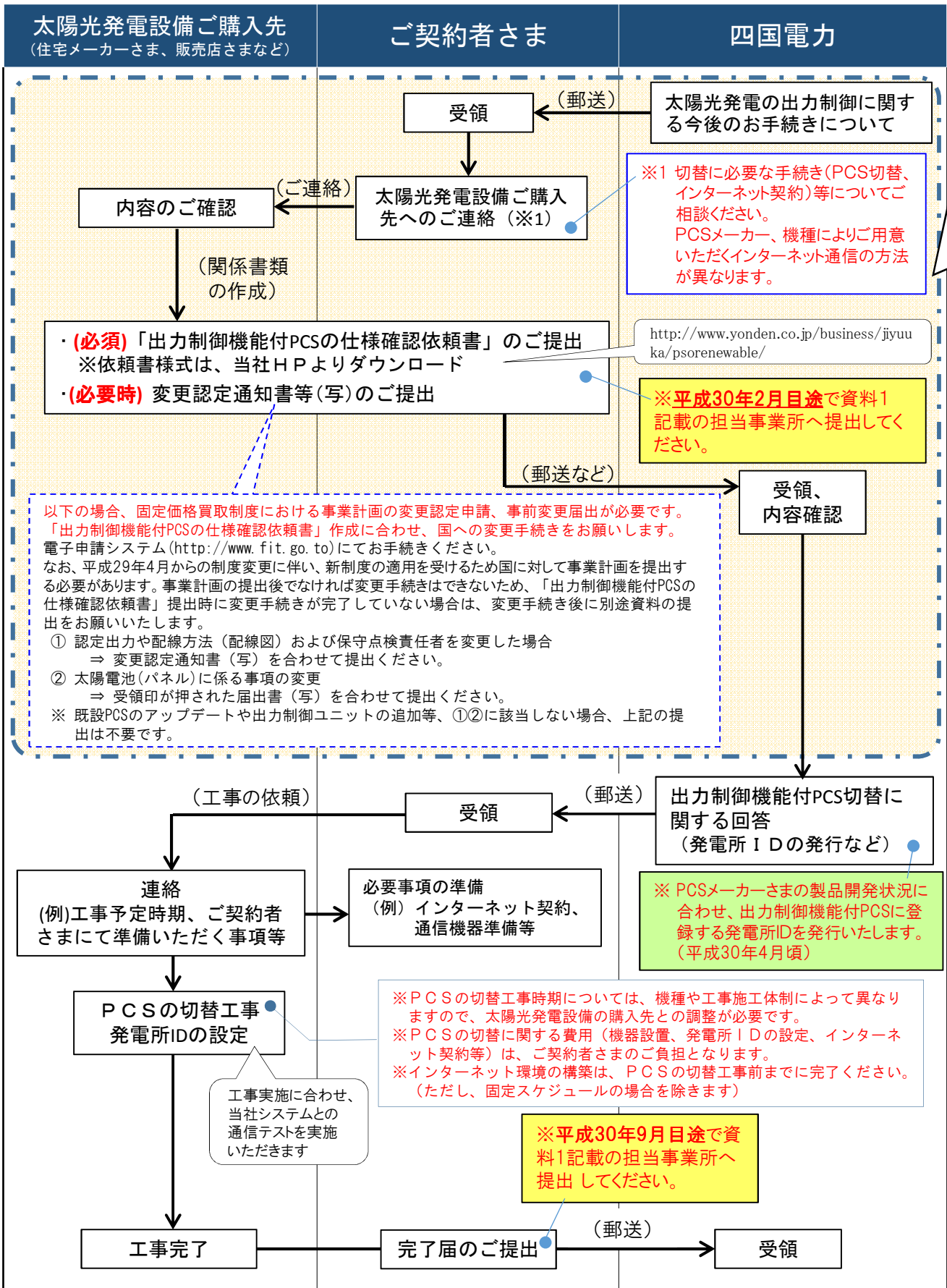
○一般住宅の場合(例)



※ 詳細やご提出資料の様式は、当社HPよりご確認ください。
<http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/psorenewable/>



太陽光発電に関する今後のお手続きの流れ



【今回ご対応いただく範囲】
注

(注)今回ご対応いただく事項(点線の範囲)については、平成30年2月目途に実施し、それ以降の手続きについては、平成30年3月～平成30年9月にかけて実施いたします。

よくあるご質問

Q1. なぜ発電設備の一部変更が必要なのか。

- A. 四国エリアでは、太陽光の連系が急増しており、このままでは電気の消費が少ない春秋を中心に発電した電気が余るため、安定した電気をお届けすることが困難となります。このため、平成27年1月の再エネ特措法省令の一部改正に基づき、

【新ルール】

平成26年12月3日以降の契約申込受付分から、「出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、年間360時間までは無補償での出力制御に応じていただけること」

【指定ルール】

平成28年1月25日以降の契約申込受付分から、「出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、無制限・無補償での出力制御に応じていただけること」

を契約条件として、連系いただいております。

今回、出力の制御を行うための発電設備の一部変更の受付準備が出来たため、対応をお願いしているものです。（なお、PCSの切替工事時期については、機種や工事施工体制によって異なりますので、太陽光発電設備の購入先との調整が必要です。）

Q2. なぜ、連系当初に出力制御機能付PCSをつけられなかったのか？

- A. 平成27年1月時点において、出力制御機能付のPCSは市販されておりませんでした。このため、出力制御機能付PCSの開発が完了次第、対応（切替）していただくことを前提に、連系させていただいておりました。

Q3. 必要な工事（PCSの取替え等）はどこに確認すればいいのか。

- A. 出力制御に必要な工事（PCSの設定変更、取替、インターネット環境構築、配線工事など）や費用は、ご契約者さまが取付けられているPCSの種類や設置状況等により異なりますので、太陽光発電設備の購入先へご確認をお願いします。
なお、切替に伴う費用は、ご契約者さまのご負担となりますのでご了承ください。

Q4. なぜインターネット環境が必要なのか。指定のプロバイダー等はあるのか。 (住宅などで)すでにインターネット環境がある場合はどうすればよいのか。

- A. 当社が毎日更新する出力制御スケジュール情報を取得するため、インターネット環境を構築していただく必要があります。（PCS切替前までには準備が必要です）
すでにインターネット環境がある場合も、インターネット回線とPCSの接続が必要となりますが、詳しくは太陽光発電設備の購入先へお問合せください。
なお、通信を行うにあたって指定のプロバイダーはございません。

Q5. 出力制御機能付PCSへの切替を行わなかった場合、どうなるのか。

- A. ご契約者さまの太陽光連系につきましては、平成27年1月の再エネ特措法省令の一部改正に基づき、出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、その他必要な措置を講じたうえで、新ルールは年間360時間まで、指定ルールは無制限の出力制御に無補償で応じていただけることを前提に当社系統へ連系を行っております。
- このため、切替に応じていただけない場合、ご契約を解約させていただくことがあります。

Q6. 出力制御が始まるということか。

- A. 出力制御の開始時期については未定です。四国エリアにおいては再エネ（太陽光・風力等）の導入が急速に進んでいることから、電力の消費量が少ない低需要期には四国全体の発電量が消費量を上回る可能性があり、近い将来、出力制御が必要になる事態も想定されます。
- 今回のご案内は、各メーカーが「出力制御機能付PCS」を開発し、切替に関する受付準備が整ったこと、ご契約者さまの準備に一定期間が必要であることから、実施しているものです。（なお、PCSの切替工事時期については、機種や工事施工体制によって異なりますので、太陽光発電設備の購入先との調整が必要です。）

Q7. 新ルールまたは指定ルール事業者であるが、インターネット環境の構築には、費用がかかるため、固定スケジュールを採用することは可能か。

- A. 原則、インターネット環境が必要です。
- 固定スケジュールは、山間部等、インターネット環境の構築が現実的ではない地域に立地される事業者さまを救済するために導入したものです。
- 新ルールや指定ルール事業者さまが、固定スケジュールを採用することもできますが、PCSへのスケジュール取込み作業（メーカーさま等による有料の作業）が必要な上、インターネットにより更新スケジュールを受信される事業者さまと比較すると、最新の気象状況を反映することが出来ず、発電電力量が大幅に少なくなる可能性が高い等のリスクがありますので、あらかじめご了承下さい。

Q8. 山間部等でインターネット環境がない場合はどうなるのか。

- A. インターネット環境がない場合は、PCSメーカーさま作業等により、あらかじめ1年先までの出力制御スケジュール（固定スケジュール）を登録していただくこととなります。
- ただし、固定スケジュールでは、インターネットがある場合に比べ、発電量が大幅に減少すること、年1回のご契約者責任による現地設定作業(有料)が必要となることに留意してください。
- また、初年度の固定スケジュールの登録月が定例の登録月とずれている場合、初年度のみ2回の現地設定作業（有料）が必要になることがあります。